

船舶保安システム規則

船舶保安システム規則実施要領

船舶保安システム規則
船舶保安システム規則実施要領

2021 年 第 1 回 一部改正
2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 53 号／達 第 50 号

2021 年 9 月 9 日 海務委員会 承認

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

船舶保安システム規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 53 号

2021 年 9 月 9 日 海務委員会 承認

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2021 年 12 月 27 日 規則 第 53 号
船舶保安システム規則の一部を改正する規則

「船舶保安システム規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用*

- ~~1. 日本海事協会（以下、「本会」という。）は、登録規則 2 章により船級登録される日本籍船舶に対し、本規則に従って船舶保安システムの審査及び登録を行う。~~
- ~~2. 本規則は、旅客船を除く総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶（移動式海底資源掘削船を含む。以下、同じ。）の船舶保安システムに適用する。~~

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 同等効力*

船舶保安システムであって、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

附 則

1. この規則は、2021 年 12 月 27 日から施行する。

船舶保安システム規則実施要領

実施
要領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 50 号

2021 年 9 月 9 日 海務委員会 承認

2021 年 12 月 27 日 達 第 50 号
船舶保安システム規則実施要領の一部を改正する達

「船舶保安システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

規則 ~~1.1.1-2~~において、総トン数とは、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に従って定められるものをいう。

附 則

1. この達は、2021 年 12 月 27 日から施行する。